

## タックス・フラッシュ

2008年第5号

2008年6月18日

## 本号の項目

- ・ **2008-2009年**の経済振興プログラムにおける税金、投資環境を改善するために政府によりいくつかの施策が実施される予定である。
- ・ サンセット・ポリシー以前の税金の整理、2008年末までに税務恩赦を使って税金を整理するために、あと数ヶ月が残されているのみ、
- ・ 政府債（**state debt securities**）に関する源泉税、証券の種類はもはや問題にならない。割引譲渡ではすべての種類の国債に源泉税が課せられる。
- ・

## 2008-2009年の経済振興プログラムにおける税金

2008年5月の終わりに大統領は2008-2009年の経済振興プログラムに関する指示書、2008年法律5号を発行しました。その目的の1つはインドネシアの投資環境を改善することです。この観点から、税金に関する限りでは、指示書第5号は政府が今後数ヶ月間に図るいくつかの施策が示されています。

- ・ 法人税優遇措置が認められる投資地域と投資地区が拡大される。これに関連して、2007年法律第1号は2008年6月に改訂される。
- ・ 税務調査前にVAT還付を得る資格を与えられる納税者グループが拡大される。即ち、VATの還付は還付請求日から7日以内に認可される。財務省規則が2008年8月に発行される予定である。
- ・ 現代的税務管理システムを備えた128箇所の初等税務署（Primary Service Office）がジャワ島とバリ島以外に設置される。
- ・ 第25条所得税（訳注、月次前払法人税）のオンライン納税が奨励される。これに関連して、国税総局長通達、2008年第22号（NO.22/PJ/2008）が2008年5月に発行され、その税金のオンライン納税も、また第25条所得税申告書の提出とみなすとされた。その税金がオンラインで支払われない場合は、従来通り別途書面での申告が要求される。アまでの課税所得に関して標準税率の50%の税金値引きが与えられる。

当事務所が発行する次号のタックス・フラッシュ2008年第5号での、指示書についてのさらなる検討をご参考ください。

## タックス・フラッシュ

### サンセット・ポリシー以前の税金の整理

人々は、サンセット・ポリシーの裏の政府の本当の意図について依然として疑惑を抱いています。2007年の国税総則法（KUPと略す）、第37号Aでは、政府は年次申告書の訂正から生じた未払税金に関して遅延利息罰金の免除を認めています。財務省も、施行細則として財務省規則2008年第66号（No.66/PMK.03/2008）を発行し、遅延利息罰金の免除が適用されることを確認しています。しかしながら、この第66号で示される方針には、以下のように、より一層の譲歩、税務恩赦が提供されています。

- 訂正年次法人税申告書において明らかにされた如何なるデータも他の税金に関する査定書を発行する基礎として使ってはならない。
- 訂正年次法人税申告書は、それが過払い税金の還付を請求しない限り、または間違いであることが立証されない限り、税務調査されない。
- 追加税金の支払となる訂正年次法人税申告書の提出は、進行中の税務調査を停止させる。この税務調査には、訂正年次法人税申告書が提出されたところの法人税の調査とまた、関連する税務申告書が税金の過払いを要求しない限りにおいてその他の税金の調査が含まれる。しかしながら、国税総局はその裁量において、過払い税金申告書がないといえどもその税務調査の継続を決定することもできる。

このポリシーは2008年末まで有効です。それゆえ、この「サンセット」期間中になんらかの譲歩を受けて貴社の税金を整理することを思い出してもらう一方で、それはまた国税総局が「夜陰」に乗じて何かするかもしれないことを知らせています。

現在の税務環境に照らすと、このポリシーは、税務署のイメージについて一般の懷疑主義の真っ只中で飛躍的な進歩（ブレーク・スルー）を引き起こすことになる可能性があります。しかしながら、これがあまりに話しがうますぎるので本当に実行されるかどうかについて疑惑に富んでいます。国税総局にとってこのポリシーを実行することは本当のチャレンジとなるでしょう。

### 政府債（State Debt Securities）に関する源泉税

債務期間の長さに基づき、国債は2種類に分離されます；財務証券（Surat Perbendaharaan Negara or SPN）と国債（State Bond）です。前者は債務期間が12カ月を超えないものであり、後者は債務期間が12カ月を超えるものです。両者とも割引の形で、即ち、その額面もしくは満期価額以下で、取得もしくは取引されます。

## タックス・フラッシュ

過去には、財務証券と国債の割引について源泉税の観点から異なった処理が適用されていました。財務証券に関する限り、単一割引だけに源泉税が課されました、即ち、第一次市場での発行者からの証券の最初の取得から引き起こされる割引です。一当事者から他への割引での証券のその後の譲渡はなんら源泉税が課されませんでした。対照的に、特定された免責特権のある当事者以外の全ての当事者への割引での国債の譲渡は、源泉税が掛かりました。

4月の上旬に発行された政府規則 2008年第27号によって、割引財務証券についての源泉税は割引国債に適用されると同じ方法に従うとして政府は規定しました。それ故、今後は、一当事者から、特定された免責特権のある当事者以外の他者への割引での財務証券の譲渡には、全て源泉税が課せられます。しかしながら、特定の租税条約の下では、国内標準源泉税率の免除や減率が適用されます。この観点から、免責特権のある当事者は、外国銀行の支店を含むインドネシアで設立された銀行、政府認定の年金ファンドとベンチャー・キャピタルです。

ご質問等の連絡先;

ご質問等は、ジャパンデスク、日系企業担当の北村浩太郎、<[hirotaro.kitamura@id.pwc.com](mailto:hirotaro.kitamura@id.pwc.com)>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容によってはPWCの各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスコーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6 Jakarta 12920, INDONESIA, Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、(英語の原文は、[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id) から入手できます。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、この問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。